

第11号様式の3（第5条関係）

政務活動記録簿（研修会参加）

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	2025 年 8 月 22 日				
政務活動先	地方議員研究会				
研修名	地方議員研究会「緊急開催インフラ老朽化セミナー」資料				
参加者	各都道府県の地方議員等				
参加目的	地方議会、地方議員の革新と地方自治の発展を図り、現場で役に立つ知識や情報を学び、奈良県政に活かすため。				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	地方議員研究会主催の「緊急開催インフラ老朽化セミナー」に参加し、地方インフラの老朽化がもたらすリスクと、自治体および議会が果たすべき役割について研修を受講した。セミナーでは、全国的に進行するインフラ老朽化の現状を踏まえ、とくに上水道および下水道分野における施設更新の遅れ、維持管理費の増大、人口減少下における事業継続の課題について整理がなされた。あわせて、インフラ崩壊リスクを未然に防ぐための考え方や、計画的な更新・再生に向けた制度的枠組み、議会における関与の視点について説明がなされた。 （研修の効果） 本研修を通じて、上水道・下水道をはじめとする基幹インフラが住民生活を支える重要な基盤である一方、老朽化対策が喫緊の課題であることを改めて認識した。また、インフラ再生に向けては、行政任せにするのではなく、議会として中長期的な視点から事業計画や財政負担の妥当性を確認し、政策提言を行う必要があるとの理解を深めた。今後、インフラ整備や更新計画に関する議会での質疑や提案において、本研修で得た知見を踏まえ、持続可能なインフラ維持に向けた議論および提言に活用していく。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	研修費	60,000 円	内訳:資料・動画データ代		47
	合計 60,000 円（全て政務活動）				
備考	添付資料：応募要項、参加資料				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

「見えないインフラ問題、老朽化の課題解決のために、
いま求められる議会の決断力」
国や役所のせいではない。わからないでは済まない。
住民の命を守るための政治家の課題

緊急開催

道路陥没事故を踏まえた 国土交通省
「下水道等」に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた
対策検討委員会」委員が特別講演

インフラ 老朽化セミナー

8/1(金) 東京 8/8(金) 京都

10:00
12:30

地方インフラの崩壊リスク

人口減少時代のサバイバル戦略

- ・人口減少と財政難がもたらす「負の連鎖」
- ・既存インフラの「寿命切れ」を見抜く視点
- ・DX化だけでは解決できない「本当の課題」とは
- ・インフラ更新は「見えない負債」
- ・維持管理コストをどう絞り出すか
- ・議会が機能しなければ地域は沈む

13:30
16:00

上水道

見えない危機と料金見直しのリアル

- ・人口減少と財政難がもたらす「負の連鎖」
- ・既存インフラの「寿命切れ」を見抜く視点
- ・DX化だけでは解決できない「本当の課題」とは
- ・インフラ更新は「見えない負債」
- ・維持管理コストをどう絞り出すか
- ・議会が機能しなければ地域は沈む

8/2(土) 東京 8/9(土) 京都

10:00
12:30

下水道

八潮市事故に学ぶ「見えないリスク」と緊急対策

- ・あの陥没事故はなぜ起きたのか？
- ・全国に潜む「沈黙のリスク」
- ・早期対応と議会の役割
- ・修繕と更新、優先順位をどう付けるか
- ・小規模自治体こそリスクが高い理由
- ・財政悪化とインフラ劣化は同時進行する

13:30
16:00

インフラ再生に向けた議会提言

先手を打つ自治体だけが生き残る

- ・国任せにしない「現場発」提言とは
- ・住民理解と合意形成のシナリオ
- ・あなたの一歩が、地域を救う
- ・予防保全型予算に切り替える知恵
- ・成功する自治体は「危機感共有」から始めた
- ・誰が決断できるか、それが自治体の未来を決める



あだち よしみ
足立 泰美

甲南大学経済学部 教授 博士(医学) 博士(国際公共政策)

2010年大阪大学大学院国際公共政策研究科修士課程修了, 2014年大阪大学大学院医学系研究科公衆衛生学博士課程修了。「今後の神戸市〇動態に関する有識者会議」委員, 「今後神戸市の子育て施策に関する有識者会議」委員, 「神戸市国民健康保険運営協議会専門部会」! 「大津市行政改革推進」委員, 「吹田市総合計画審議会」委員, 「豊まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」副会長, 「地方独立行政市立吹田市民病院評価委員会」副委員長, 「吹田市国民健康保険運営協議会」公益代表委員, 「全国保険協会兵庫支部健康づくり推進協議会」委員など。

著書

『保健・医療・介護における財源と給付の経済学』(大阪大学出) 2015)

『税と社会保障負担の経済分析』(日本経済評論社, 2015)

FAX : 050-6868-9679

お申込みはFAXまたはメールにて

お申込み後、一兩日中に事務局よりFAXまたはメールにて【受講確認書】を送付いたします。
【受講確認書】に従い、事前に口座へのお振込みください。



メール申し込み

mail@chihogiken.or.jp



FAX申し込み

申込書に必要事項を明記し、
参加される講座をお選びいただき チェックを入れ
FAXで050-6868-9679宛にお送りください。

東京 8/1(金) 8/2(土)

10:00~12:30

☐ 地方インフラの
崩壊リスク

13:30~16:00

☐ 上水道

10:00~12:30

☐ 下水道

13:30~16:00

☐ インフラ再生に
向けた議会提言

京都 8/8(金) 8/9(土)

10:00~12:30

☐ 地方インフラの
崩壊リスク

13:30~16:00

☐ 上水道

10:00~12:30

☐ 下水道

13:30~16:00

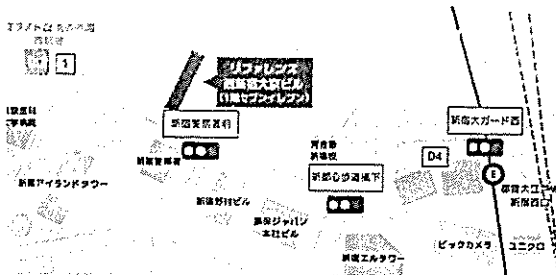
☐ インフラ再生に
向けた議会提言

開場時間は午前は9時30分、午後は13時からになります。
お時間前の来場は入室できないことがありますのでご注意ください。

お名前	フリガナ	貴議会名	(期目)
電話番号	() -	FAX番号	() -
メールアドレス			
領収書のご宛名			
郵送サービスご希望の方は チェックしてください	☐ 当日不参加（資料・USB動画データ・領収書郵送希望） 動画データの無断転載はしないことに同意して申し込みます。 ※定員がございますので、チェックされた方は来場されてもお断りさせていただきます。 必ず欠席される方のみチェックしてください。		
郵送先住所 ※郵送ご希望の方は ご記入ください	〒 -		

東京 リファレンス西新宿大京ビル

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目21-3



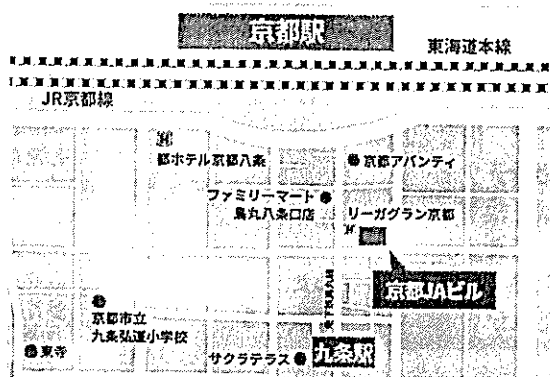
Googleマップ

東京メトロ丸の内線 西新宿駅1番出口 徒歩1分

都営大江戸線 新宿西口駅 D4出口 徒歩8分

京都

〒601-8585 京都府京都市南区東九条西山王町1



Googleマップ

JR京都駅 八条東口 徒歩5分

近鉄京都駅 八条駅 徒歩7分

市営地下鉄(丸鳥線)京都駅 八条口 徒歩7分

京都JAビル

受講料

1講座15,000円

受講料は【受講確認書】到着後、
事前のお振込みをお願いいたします。

※キャンセルは7日前までのご連絡を
お願いいたします。

お問合せ 地方議員研究

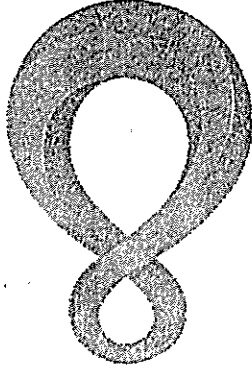
TEL 050-6868-9678

FAX 050-6868-9679

メール mail@chihogiken.or.jp

住所 〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田1-2-2
大阪駅前第2ビル 2階5-6号室

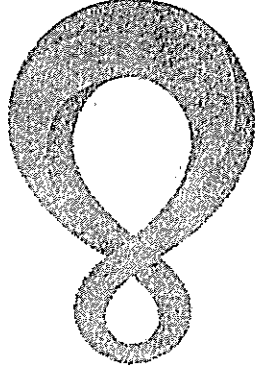
下総QRコード
HPへアクセス



KONAN INFINITY

地方インフラの崩壊リスク 人口減少時代のサバイバル戦略

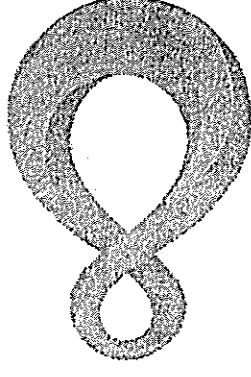
甲南大学経済学部 足立 泰美



KONAN INFINITY

見えない危機と料金見直しのリアル
水道事業

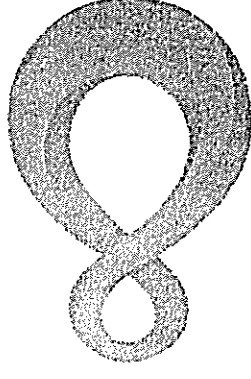
甲南大学経済学部 足立泰美



KONAN INFINITY

下水事業 八潮市事故に学ぶ見えないリスクと緊急対策

甲南大学経済学部 足立泰美



KONAN INFINITY

インフラ再整備に向けた議会提案
先手を打つ自治体だけが生き残る

第11号様式の3（第5条関係）

政務活動記録簿（研修会参加）

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	2026 年 3 月 4 日				
政務活動先	地方議員研究会				
研修名	地方議員研究会「役所の中から見た地域福祉のリアル」「介護保険と地域包括ケアを動かす仕組み」				
参加者	各都道府県の地方議員等				
参加目的	地方議会、地方議員の革新と地方自治の発展を図り、現場で役に立つ知識や情報を学び、奈良県政に活かすため。				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	内容） 地方議員研究会主催の「役所の中から見た地域福祉のリアル」「介護保険と地域包括ケアを動かす仕組み」に関する研修を受講し、地域福祉行政の実態や課題、介護保険制度の運用、地域包括ケアシステムを推進するための仕組みについて学んだ。研修では、行政現場における福祉施策の実情や、多職種連携・地域連携の重要性、介護保険制度の基本的な構造と運用上の課題、今後の地域包括ケアのあり方について説明がなされた。 （研修の効果） 本研修を通じて、地域福祉を支えるためには、制度の理解にとどまらず、行政内部の実情や現場における課題、多職種が連携して地域を支える仕組みを踏まえた施策の検討が重要であることを改めて認識した。また、介護保険制度および地域包括ケアシステムについて理解を深めることで、高齢化の進展に対応した持続可能な地域福祉の実現に向け、議会として果たすべき役割についての認識を深めた。 今後、福祉施策や介護・高齢者支援に関する議会での質疑や提案において、本研修で得た知見を踏まえ、地域の実情に即した議論および政策提言に活用していく。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	研修費	30,000 円	内訳:資料・動画データ代		122
	合計 30,000 円（全て政務活動）				
備考	添付資料：資料				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

役所の中から見た地域福祉のリアル

元寝屋川市職員

柴田知成

介護保険と地域包括ケアを動かす仕組み

元寝屋川市職員

柴田知成

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和7年6月18日他				
表題と発行部数	あしたかレポート vol.16 49,000部				
対象者	香芝市				
配布方法	新聞折込、ポスティング、駅頭				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前（大きく表記されているもの）と顔写真等の用紙に対しての割合で計算				
内容	県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込	(株)読宣	52,514円	@3.1×15,400部 +税	24
	デザイン・ 構成・印刷 費（送料込）	オノ・プランニング	202,840円	27,000枚	37
	増刷修正・ 印刷・折り 加工費 (送料込)	オノ・プランニング	155,210円	22,000枚	60
	ポスティング 代		117,645円	@4.6×23,250部+ 税	61
合計 528,209円 ※84.7%充当 447,391円					
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



県政から
香芝の未来を

奈良県議会議員

あしたか

きよとも
清友

あしたかREPORT Vol.16 増刷

県政報告

令和7年
秋号



あしたか清友・二上事務所
奈良県香芝市南門町1丁目102番地 | 奈良県香芝市北門町1丁目3-101
TEL 090-6066-8281 | aashitaka-kiyotomo.com



香芝市に住み暮らし多くの皆様から厚い支持をうけ、県議会議員として活動させていただき、早2年が経過しました。これまでの2年間は、防災拠点にメガソーラー設置案や公金などのPFIイベントなど全国ニュースになるような内容が山下知事より発せられ、それらに対応せざるを得ない状況が続いてきました。そんな中、香芝市に属する層の事業について質問や提案をし、活動しています。今回のレポートでは、令和6年9月奈良県議会本会議上で行なった一般質問から主に4項目とその後の事業進捗を報告させていただきます。

経歴 昭和53(1978)年12月 香芝生まれ

- 八戸小学校(児童)
- 二上小学校(スポーツ少年団少年野球)
- 香芝西中学校(野球部主将)
- 奈良県立橿原高等学校(体育会副会長)
- 西天宮大学文学部社会学科(高等学級卒業・通称許(公民)取得)
- 大阪市立大学大学院都市経営研究科(都市経営専攻(修士)
- 平成29(2017)年 香芝市議会議員選挙 初当選
- 令和3(2021)年 香芝市議会議員選挙 当選2回目
- 令和5(2023)年 奈良県議会議員選挙 初当選



堀井いづみ参議院議員と緊急防災・減災事業費について意見交換の場

主な地域活動・役職

- 香芝市議会 議員
- 一般社団法人奈良県環境防衛連合会 会長
- 一般社団法人奈良のつばいもの会 副会長
- 一般社団法人香芝青年会連合会 OB会員
- 脱脂加工そくわり産業アドバイザー

家族

- 妻、長男(中3)、長女(中1)、次女(小5)

令和7年度 主な役職

- 厚生委員会 副委員長
(福祉、医療に関する事項)
- 関西広域連合議会議員

※R6.9/24一般質問、R6.10/1予算審査特別委員会等で質疑、質問

災害時の活動体制の充実に 向けた取組について

これまで、五條県有地の大規模防災拠点にメガソーラー設置する案を一方的に発表する等の大混乱を招いたことが一因となり、令和6年度予算を修正し、令和5年度決算が不認定になる等、県民の生命と財産を守る議論は白熱していました。

そんな中、山下知事から、メガソーラー計画は断念し(R7.1/30)、消防学校の移転を検討する旨の方向転換が示され(R7.2/17)、我々の修正案も一定の成果があったと考えます。一方で、防災拠点の整備には物理的に時間がかかりますので、今現在、災害が起きた場合の体制は十分なのかどうかという論点も非常に大切であると考えます。令和



県有地に関する地元説明会@五條市シダリアーナ

6年8月8日に発生した日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震後に気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表され、幸い1週間後に注意呼びかけは終了しましたが、南海トラフ地震がいつ起こってもおかしくない状況にあることは変わりありません。そもそも県庁舎内に、災害対策本部が設置されるスペースは充分にありませんし、国や市町村との情報共有や指揮命令系統などに課題があるのではないかと考えます。



あしたか質問

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表や各地における災害などを踏まえ、発災時には応急対策の中核的な役割を担う奈良県の災害活動体制の充実が重要であると考えますがどうか。

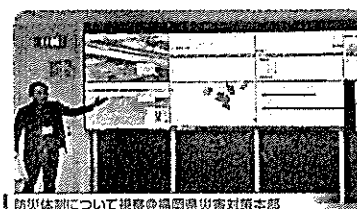


災害対応力の充実強化を進めるためには、①組織・人員体制、②庁舎・活動環境、③防災計画・要領、④研修・訓練など大きく4つの分野に分けて検討を進めることが急務である。令和6年9月議会の補正予算をご議決いただければ、外部委託等も活用して、より重点的に進めていくことが出来ると考えており、災害対策本部機能の充実強化に向けた現況の検証や効果的な運用の調査検討をする。

山下知事
答弁



大規模防災拠点について視察@五條市役所



防災体制について視察@福岡県災害対策本部

県域水道一体化について

住民の関心の高い統合後の水道料金については、構成市町村からの意見も踏まえ、統合当初から料金体系の統一を基本としつつ、制度変更によって、単独経営の場合に比べて料金が上がる低料金については、それと別の市町村の統合後の料金体系を適用するといった、5年間の経過措置が講じられることとなりました。県域水道一体化後の整備事業の財源には、国からの交付金と県独自の財政支援があることが前提

であるため、その根拠を本会議場ではっきり示していただく必要があります。誰が知事になって県独自の財政支援は当然必要であり、事業の継続性を担保しておく必要があるのです。



委員長



あしたか質問

今後設置される奈良県域水道企業団において、どのように事業運営していくのか。また、国の交付金と同期間、同額の県独自の財政支援について、県から支出するにあたっての根拠をお示しいただきたい。

令和7年4月の水道事業統合に向けて、令和6年11月に企業団を設置する予定(設置済)。水道広域化に取り組む団体には、国から10年間交付金が措置されるに加え、県もそれと同額の財政支援を行って企業団の施設整備を支援します。財政支援については施設整備への経費増や人口減少に伴う収益減に対処して、事業運営が持続できるよう、適正な水準で料金収入を得て財政の健全性を確保する必要があります。このことから統合後30年間の財政収支の見通しを立て、すでに公表しておりまして、効率的な事業運営と適正な料金水準の確保によって、健全な財政運営を行っています。また、県からの財政支援につきましては、県と企業団との間で覚書を締結する手続きをとり行う予定です。(覚え書きを補綴済)

山下知事
答弁

国道165号香芝柏原改良をはじめとした直轄事業の推進について

国道165号香芝柏原改良は、香芝市穴虫西交差点から西名阪自動車道の柏原インターまでの約2.8kmの区間を2車線から4車線化にする国の事業であり、平成24年に開通した中和幹線と西名阪自動車道とのミッシングリンクを解消するものとなっております。事業効果は、慢性的な渋滞が大幅に緩和されるだけでなく、交通事故の低減も期待されます。また、奈良・大阪府墨江付近の峠部において、防災対策が必要な急峻な崖が多数存在するため、異常気象時通行規制区間に指定されており、道路幅員200mm以上で通

行止めになる区間があります。切り立った斜面を改良するなど、災害に強い道路に改良することにより、異常気象時通行規制区間を回避し、安全かつ円滑な交通が確保されます。用地取得率約90%であるものの、未だ工事着手には至っていません。これまで香芝市が尽力してきたことと比較して奈良県から国の働きかけ、後押しが全く足りていないと考えます。

国道165号香芝柏原改良について
国に要望◎奈良県道事務所



あしたか質問

奈良県内の直轄事業に目を向けますと、京奈和自動車道・国道24号大和御所道路が令和6年度65億550万円の事業費が計上され、橿原JCT大阪方面接続ランプは令和8年開通予定となっております。これに対し、大阪府からの西の玄関口に当たる国道165号香芝柏原改良は工事未着手であり、京奈和自動車道以外の直轄事業の推進について奈良県の姿勢を伺う。

国道165号香芝柏原改良について、工事着手に必要な文化財発掘調査は、事業進捗を加速させるため、奈良県から香芝市に発掘調査の協力依頼を行い、令和6年8月より香芝市による調査が開始されております。国道165号香芝柏原改良をはじめ、京奈和自動車道以外にも国による直轄事業は複数ございます。事業が早期に整備、供用開始されるよう、奈良県としても必要な役割を果たすとともに、今後も整備促進が図れるよう国に強く働きかけてまいります。

山下知事
答弁



建設委員会視察・R6春開通予定の
橿原JCTより京奈和自動車道

国道165号香芝柏原改良について国に
要望・財務大臣政務官(当時)◎財務省

『どんづる峯』の保存活用について

『どんづる峯』の保存活用については、香芝市議会議員時代から、「どんづる峯の遊歩道整備にふるさと納税をより積極的に活用出来ないか」など、これまで質問・質疑をし、予算化していただきました。さらに、「地下壕」の保存活用についても質問・質疑していましたが、「検討する」に留まり、「地下壕」の積極的な保存活用の難しさを感じていました。しかし、奈良県の天然記念物であることから、奈良県において「どんづる峯」の保存活用が何らかの形で出来るのではないかと考えていました。具体的議論は、奈良県議会ではこれまでされていなかったので、地元・香芝市から選出され

ている議員として単なる要望ではなく、①天然記念物の指定区域の拡大、②地下壕の軍事に関する遺跡としての新規指定など奈良県に備わる歴史的な内容を調査しました。その後、奈良県が出来ることとして「周知の文化財包蔵地」に登録する方策があり、その検討を進めています。また、映画等のローケーション撮影の誘致及び関係者間の調整を実施するための令和7年度当初予算「フィルムコミッション事業」720万円では、担当部局に「どんづる峯」の活用を提案しています。



あしたか質問

太平洋戦争末期に造られた地下壕を含む「どんづる峯」一帯は、後世に残すべき貴重な文化財である。今後、天然記念物の指定区域の拡大、地下壕の軍事に関する遺跡としての新規指定など、文化財としての保護措置を拡充するとともに、観光資源としての活用も進めていくべきと考え、奈良県の考えを伺う。



「どんづる峯」地下壕部分の
保存活用の検討を
予算審査特別委員会では山下知事
に「どんづる峯」について松尾議員

天然記念物の指定範囲の拡大及び地下壕の史跡指定は、所有者の意向を確認し協賛しながら、学術調査の必要性や軍事に関する遺跡の評価基準の検討を進めてまいります。また、「どんづる峯」を活用した地元市町村等での地域活性化や観光客受入整備等の取組を支援し、魅力発信にも共に取り組んでまいります。

現地点(3/18予算審査特別委員会)で近世・近代の埋蔵文化財の指定は奈良県内にはございません。地下壕など近世・近代遺跡を文化財として保護していくには、文化財保護法9条3に規定されている周知の文化財包蔵地として登録する必要があります。

山下知事
答弁

ご好評のあしたかレポート
定期的に発行しております

県政に対するあなたの意見
ご要望などお聞かせください



第11号様式の5（第5条関係）

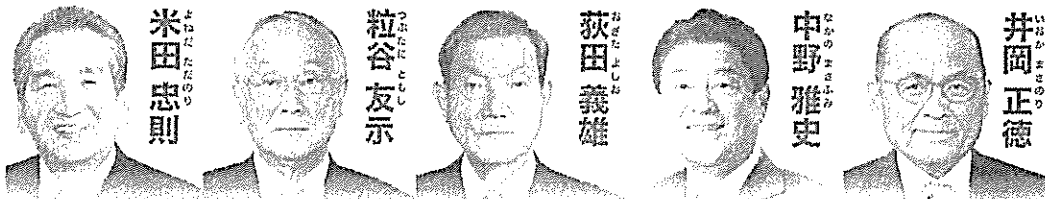
政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等） 会派・議員名 芦高 清友					
年 月 日	令和7年12月19日				
表題と発行部数	奈良県議会自由民主党・無所属の会 news vol.4 1,000部				
対象者	香芝市				
配布方法	ポスティング、駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	県議会会派ニュースとしてすべて政務活動				
内容	県議会についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	(株)F.G	16,500 円	1,000 枚	89
	手数料	三菱東京 UFJ 銀行	154 円	振込手数料	89
	合計 16,654 円 ※100% 充当				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

Vol. 4

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News

奈良県議会会派
自由民主党・無所属の会
〒630-8501
奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内
TEL 0742-27-8952



大和郡山部 経済労働委員会 生駒市 建設委員会 橿原市山辺部 総務警察委員会 大和郡山部 経済労働委員会 橿原市 建設委員会



橿原市 総務警察委員会 橿原市山部 経済労働委員会 天理市 厚生委員会 生駒市 厚生委員会 橿原市山部 文教科読し委員会 議会改革推進会議



橿原市山部 厚生委員会 議会議事委員会 議会議事推進会議 橿原市 総務警察委員会 議会議事委員会 橿原市山部 厚生委員会 議会議事委員会 橿原市山部 議会議事委員会

奈良の「未来」のために、議会は動く

県政の課題に、決断と実行を

課題に向き合い、動くこと。

それが、政治の本来の姿です。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、

奈良の未来のために、

これからも現場の声を出発点に、

決断と実行の政治を貫いていきます。



自由民主党・無所属の会からの提言！～議員定数見直しへ～

「議員が多すぎるのではないか」という声や、「地域の実情も踏まえて考えるべきだ」との意見も寄せられています。奈良県全体で見れば、地域ごとの実情や課題は大きく異なります。

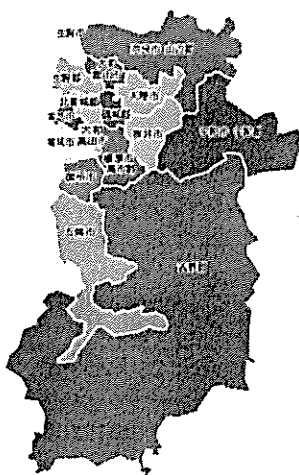
私たち「自由民主党・無所属の会」は、こうした多様な県民の声を出発点に、議論を深めることこそが必要だと考えました。

そのため、9月に「定数および選挙区等検討委員会」の設置を他会派に呼びかけ、主導しました。

人口減少や都市部への集中が進む今、令和9年春の奈良県議会議員選挙を見据え、来年春に行われる国勢調査の結果を待つだけでなく、議会自らが「どうあるべきか」を議論することが不可欠です。

呼びかけから一か月後の10月24日、委員会が正式に設置されました。

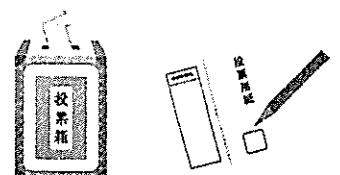
奈良県議会議員選挙の選挙区 令和7年10月1日現在(出典:奈良県)



選挙区	定数	当該選挙区に含まれる市町村	人口合計	1議席あたり
奈良市・山辺部	11	奈良市、山添村	347,991	31,635
大和郡山部	2	大和郡山部	59,165	29,583
大和郡山部	3	大和郡山部	79,980	26,660
天理市	2	天理市	59,979	29,990
橿原市・高市部	4	橿原市、高取町、明日香村	128,470	32,118
桜井市	2	桜井市	52,447	26,224
五條市	1	五條市	24,849	24,849
御所市	1	御所市	21,686	21,686
生駒市	4	生駒市	113,968	28,492
香芝市	2	香芝市	76,877	38,439
葛城市	1	葛城市	37,067	37,067
寺部市・宇陀部	1	宇陀市、宇陀町、御杖村	27,401	27,401
生駒市	2	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	74,044	37,022
磯城郡	2	川西町、三宅町、田原本町	44,228	22,114
北葛城郡	3	上牧町、王寺町、広幡町、河合町	93,764	31,255
吉野郡	2	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	32,280	16,140

この場では、単なる定数削減ではなく、面積や地域性を踏まえた「一票の格差」の在り方を含め、奈良の実情に即した制度設計をどう進めるか。

効率性と代表性の両立という難題に向き合いながら、私たちは県民の視点に立った冷静で開かれた議論を進めていきます。



県立高校を、置き去りにしない ～「無償化」の陰で、教育のバランスを崩させない～

私立高校の授業料無償化。

家庭の経済状況などに左右されず進学できるという点で、「教育の機会の公平化」に向けた重要な一歩です。私たちもこの方針を支持しています。

しかし、その陰で子どもたちが日々学ぶ県立高校の環境整備が後回しになっています。

空調、トイレ、校舎、体育館、特別教室など、安心して学べる環境づくりが早急に必要です。

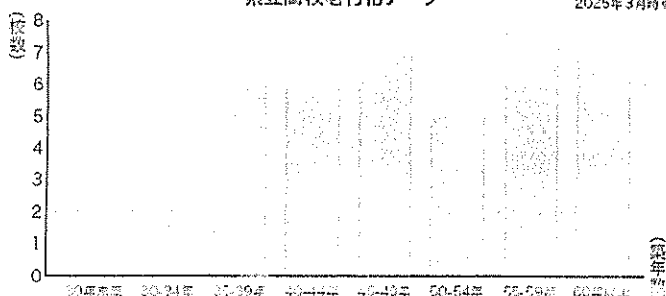
「私立は無償化、県立は老朽化」では、安心して教育を受ける機会を失うことになってしまいます。

本来、県立高校こそが、「県がまず取り組むべき」、地域の教育の基盤であり、地域を守るための基盤です。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、現場の声を力に、県立高校の環境整備を最優先課題として求めています。無償化はゴール

県立高校老朽化データ

2025年3月時点



ではなく、教育を次のステージへ進めるための再スタートです。

会派の勉強会では大学教授をお招きし、先行地域である大阪府の高校無償化制度を学びました。

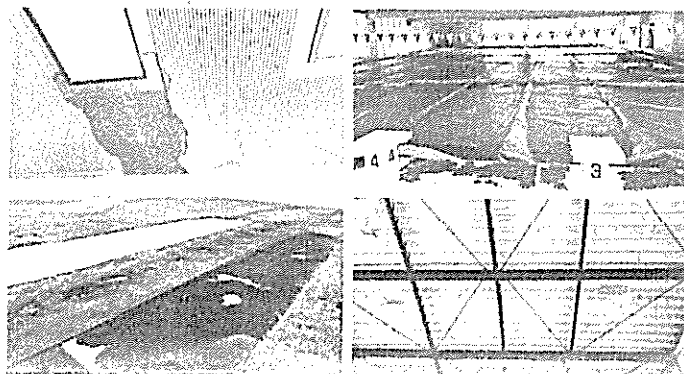
その中で、無償化だけに目を奪われてしまうと、「公教育とは何か」という本質が置き去りになります。

その結果、「すべての子どもたちを守る」というセーフティーネットが機能しなくなり、かえって問題が深刻化することもあります。

- ☒ 生活が厳しく、学習支援が必要な生徒が増えています
- ☒ 高校そのものがなくなる“空白地域”もあります
- ☒ 学校と地域がつながる仕組みが不足しています

つまり、就学費は無料でも、「学べる“場所”や“機会”そのもの」が失われる可能性があります。

現在使用している老朽化した県立高校の施設



努力を裏切らない制度を ～突然の変更に、子どもたちの声を代弁～

県立高校入試における「内申点の扱い」が、ことし7月、突然変更されました。

これまで「中学1年からの成績が反映される」と説明されてきたものが、一学期の成績が確定した後になって「3年生の成績のみ」とされた生徒がいます。

これは、受験生と保護者にとって「不意打ち」であり、制度への信頼を損なう行為です。

なぜ、子どもたちのこれまでの努力の方向性を覆すような変更を、この最悪のタイミングで行ったのか。

そして、なぜ将来を左右する重要な変更にもかかわらず、通例である「移行期間」を設けないと判断したのか。

県教育委員会には、その場しのぎの説明ではなく、受験生と保護者が納得できる「明確な経緯」と「責任ある説明」が求められます。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、子どもたちが安心して努力できる環境を守るため、現場の声を踏まえた制度運用の改善を強く求めています。

7月までのルール（現・中3生から適用）

1・2年 観点3(※)による3段階評価 3年 5段階評定×2倍 = 144点満点

※観点3とは、「主体的に学習に取り組む態度」を3段階(A・B・Cなど)で評価したもの

ことし7月、突然変更

調査書の「各教科の学習成績」の取扱いを以下のパターン①～④で定めます。

パターン1	標準的な調査書の学習成績の取扱い (合計144点満点)	パターン2	第3学年の点数をさらに2倍する (合計234点満点)
第1学年	観点3(※)3段階評価 × 9教科 = 27点満点	第1学年	27点満点
第2学年	観点3(※)3段階評価 × 9教科 = 27点満点	第2学年	27点満点
第3学年	5段階評定 × 9教科 × 2倍 = 90点満点	第3学年	90 × 2 = 180点満点
パターン3	第1、2学年の点数を2倍する(合計198点満点)	パターン4	第1、2学年の点数は調査書成績に加え、 第3学年の点数をさらに2倍する(合計180点満点)
第1学年	27 × 2 = 54点満点	第1学年	調査書成績に加え、
第2学年	27 × 2 = 54点満点	第2学年	調査書成績に加え、
第3学年	90点満点	第3学年	90 × 2 = 180点満点

調査書点(内申点)の扱い変更に加え、「学力検査点」の比重も見直し

これまでどおり、学力検査は普通科で5教科・250点満点などの構成ですが、学校によってはこの得点に「倍率(重点化)」をかける方式を導入。

その結果、同じ内申点でも「本番の得点」が否に与える影響がこれまでより大きくなる学校があります。
例) 400点満点相当(倍率1.6)の学校では、学力検査の比重が高くなる。

さらに、一部の学校では「独自検査」「実技」「加重配点」などを組み合わせ、選抜方法が多様化しています。



こうした変更により、学校ごとに「内申点と当日点のバランス」が大きく異なるため、受験生や保護者にとってわかりにくくなっているのが現状です。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和7年12月23日他				
表題と発行部数	あしたかレポート会派号 21,900部				
対象者	香芝市				
配布方法	新聞折込、ポスティング、駅頭				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前（大きく表記されているもの）と顔写真等の用紙に対しての割合で計算				
内容	県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込	(株)読宣	64,449円	@3.1×18,900部 +税	91
	既存データ 修正デザイン・構成費 ／印刷・折 り加工費	㈱FG	42,900円	16,500+ @ 8 × 3,000部+税	92
	振込手数料	三菱UFJ銀行	220円		92
	増刷印刷費	㈱FG	87,318円	@4.2×18,900部+ 税	112
	振込手数料	三菱UFJ銀行	220円		112
合計 195,107円 ※88.1%充当 171,887円					
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会

2026
会派号



あしたか



きよとも
清友

香芝市民の皆様には、日頃より、奈良県議会への温かいご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

地元・香芝市選挙区から奈良県議会へ送り出していただき、早2年9ヶ月が経過しました。
私は、自由民主党・無所属の会に所属し、先輩議員や同期の仲間と力を合わせて、香芝市民の付託に応えるべく、県政の課題解決に向けて取り組んでいます。

新しい年も日々研鑽を積み、仲間とともに働いてまいります。

奈良県議会議員 あしたか 清友



あしたか清友・二上事務所
香芝市畑四丁目103番地
TEL 090-6065-8281 URL <https://ashitaka-kiyotomo.com/>



あしたか清友・五位堂事務所
香芝市瓦口32-3-101
TEL 090-6065-8281 URL <https://ashitaka-kiyotomo.com/>

ニュース番組や
情報番組等で
取り上げられています
対談はこちらから



自由民主党・無所属の会からの提言！～議員定数見直しへ～

「議員が多すぎるのではないか」という声や、「地域の実情も踏まえて考えるべきだ」との意見も寄せられています。奈良県全体で見れば、地域ごとの実情や課題は大きく異なります。

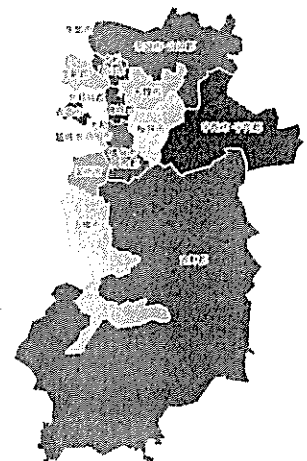
私たち「自由民主党・無所属の会」は、こうした多様な県民の声を出发点に、議論を深めることこそが必要だと考えました。

そのため、9月に「定数および選挙区等検討委員会」の設置を他会派に呼びかけ、主導しました。

人口減少や都市部への集中が進む今、令和9年春の奈良県議会議員選挙を見据え、来春に行われる国勢調査の結果を待つだけではなく、議会自らが“どうあるべきか”を議論することが不可欠です。

呼びかけから一か月後の10月24日、委員会が正式に設置されました。

奈良県議会議員選挙の選挙区 令和7年10月1日現在(出典:奈良県)



選挙区	定数	当該選挙区に含まれる市町村	人口合計	1議席あたり
奈良市・山辺郡	11	奈良市、山添村	347,991	31,635
大和高田市	2	大和高田市	59,165	29,583
斑鳩郡・山辺市	3	大和郡山辺市	79,980	26,660
天理市	2	天理市	59,979	29,990
橿原市・高市郡	4	橿原市、高取町、明日香村	128,470	32,118
桜井市	2	桜井市	52,447	26,224
五條市	1	五條市	24,849	24,849
御所市	1	御所市	21,686	21,686
生駒市	4	生駒市	113,968	28,492
香芝市	2	香芝市	76,877	38,439
葛城市	1	葛城市	37,067	37,067
宇陀市・宇陀郡	1	宇陀市、曾爾村、御杖村	27,401	27,401
生駒郡	2	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	74,044	37,022
磯城郡	2	川西町、三宅町、田原町	44,228	22,114
北葛城郡	3	上牧町、王寺町、広陵町、河合町	93,764	31,255
吉野郡	2	吉野町、大鹿町、下市町、黒滝村、天川村、野田川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	32,280	16,140

この場では、単なる定数削減ではなく、面積や地域性を踏まえた「一票の格差」の在り方を含め、奈良の実情に即した制度設計をどう進めるか。

効率性と代表性の両立という難題に向き合いながら、私たちは県民の視点に立った冷静で開かれた議論を進めていきます。



県立高校を、置き去りにしない ～「無償化」の陰で、教育のバランスを崩させない～

私立高校の授業料無償化。

家庭の経済状況などに左右されず進学できるという点で、「教育の機会の公平化」に向けた重要な一歩です。私たちもこの方針を支持しています。

しかし、その陰で子どもたちが日々学ぶ県立高校の環境整備が後回しになっています。

空調、トイレ、校舎、体育館、特別教室など、安心して学べる環境づくりが早急に必要です。

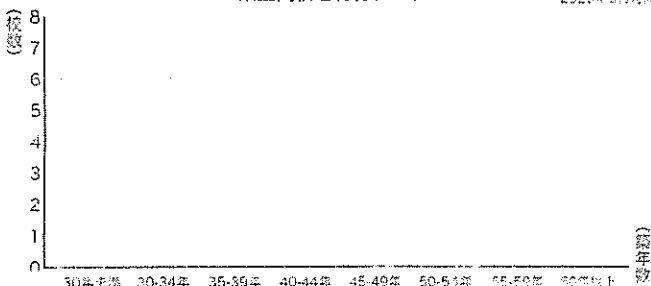
「私立は無償化、県立は老朽化」では、安心して教育を受ける機会を失うことになってしまいます。

本来、県立高校こそが、「県がまず取り組むべき」、地域の教育の基盤であり、地域を守るための基盤です。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、現場の声を力に、県立高校の環境整備を最優先課題として求めています。無償化はゴール

県立高校老朽化データ

2025年3月時点



ではなく、教育を次のステージへ進めるための再スタートです。

会派の勉強会では大学教授をお招きし、先行地域である大阪府の高校無償化制度を学びました。

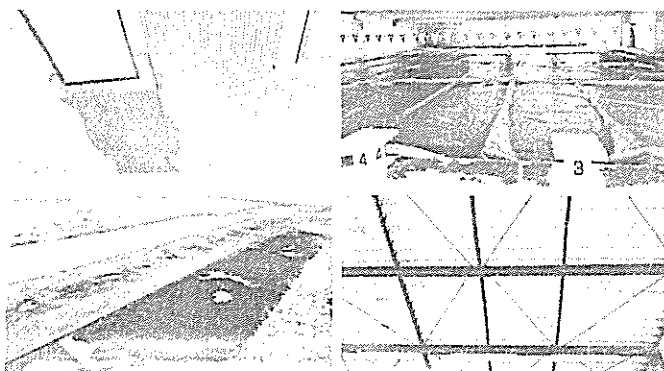
その中で、無償化だけに目を奪われてしまうと、「公教育とは何か」という本質が置き去りになります。

その結果、「すべての子どもたちを守る」というセーフティーネットが機能しなくなり、かえって問題が深刻化することもあります。

- ☒ 生活が厳しく、学習支援が必要な生徒が増えています
- ☒ 高校そのものがなくなる“空白地域”もあります
- ☒ 学校と地域がつながる仕組みが不足しています

つまり、就学費は無料でも、「学べる“場所”や“機会”そのもの」が失われる可能性があります。

現在使用している老朽化した県立高校の施設



努力を裏切らない制度を ～突然の変更は、子どもたちの声を代弁～

県立高校入試における「内申点の扱い」が、ことし7月、突然変更されました。

これまで「中学1年からの成績が反映される」と説明されてきたものが、一学期の成績が確定した後に「3年生の成績のみ」とされた生徒がいます。

これは、受験生と保護者にとって「不意打ち」であり、制度への信頼を損なう行為です。

なぜ、子どもたちのこれまでの努力の方向性を覆すような変更を、この最悪のタイミングで行ったのか。

そして、なぜ将来を左右する重要な変更にもかかわらず、通例である「移行期間」を設けないと判断したのか。

県教育委員会には、その場しのぎの説明ではなく、受験生と保護者が納得できる「明確な経緯」と「責任ある説明」が求められます。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、子どもたちが安心して努力できる環境を守るため、現場の声を踏まえた制度運用の改善を強く求めています。

7月までのルール（現・中3生から適用）

1・2年 観点3(※)による3段階評価 3年 5段階評価×2倍 = 144点満点

※2観点3とは、「主体的に学習に取り組む態度」を3段階(A・B・C)などで評価したもの

ことし7月、突然変更

調査書の「各教科の学習成績」の取扱いを以下のパターン①～④で定めます。

パターン1 標準的な調査書の学習成績の取扱い (合計144点満点)

第1学年 観点3(※)3段階評価×9教科 = 27点満点
第2学年 観点3(※)3段階評価×9教科 = 27点満点
第3学年 5段階評価×9教科×2倍 = 90点満点

パターン2 第3学年の点数をさらに2倍する (合計234点満点)

第1学年 27点満点
第2学年 27点満点
第3学年 90×2 = 180点満点

パターン3 第1・2学年の点数を2倍する(合計198点満点)

第1学年 27×2 = 54点満点
第2学年 27×2 = 54点満点
第3学年 90点満点

パターン4 第1・2学年の点数は調査書成績に加え、調査書成績に2倍する(合計180点満点)

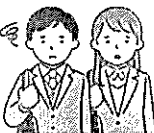
第1学年 調査書成績に2倍する
第2学年 調査書成績に2倍する
第3学年 90×2 = 180点満点

調査書点(内申点)の扱い変更に加え、「学力検査点」の比重も見直し

これまでどおり、学力検査は普通科で5教科・250点満点などの構成ですが、学校によってはこの得点に「倍率(重点化)」をかける方式を導入。

その結果、同じ内申点でも「倍率の得点」が否応に与える影響がこれまでより大きくなる学校があります。
例)400点満点相当(倍率1.6)の学校では、学力検査の比重が高くなる。

さらに、一部の学校では「独自検査」「実技」「加重配点」などを組み合わせ、選抜方法が多様化しています。



こうした変更により、学校ごとに「内申点と当日点のバランス」が大きく異なるため、受験生や保護者にとってわかりにくくなっているのが現状です。

第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和 8 年 3 月 23 日他				
表題と発行部数	あしたかレポート Vol.18 25,100 部				
対象者	香芝市				
配布方法	新聞折込、ポスティング、駅頭				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前 (大きく表記されているもの) と顔写真等の用紙に対しての割合で計算				
内容	県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込	(株) 読宣	51,491 円	@ 3.1 × 15,100 部 + 税	126
	デザイン・ 構成・印刷 費 (送料 込)	オノ・プラ ンニング	194,370 円	25,100 枚	127
合計 245,861 円 ※90.9%充当 223,487 円					
備考	添付資料: 広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員

県政から
香芝の未来を。
Vol.18

あしたか

あしたかREPORT Vol.18

県政報告

令和8年
春号

あしたか清友二上事務所
奈良県奈良市東田1丁目103番地
TEL 0930-5085-8281

あしたか清友五右衛門事務所
奈良県香芝市高田2丁目32-101
TEL 0930-5085-8281



奈良県の防災拠点のあり方に疑義のあった五條・限有地の【メガソーラー計画】は、我が会派からメガソーラー計画を含めゼロベースで検討する【令和6年度第1回定例会】を提出し、**可決されました**。私は、予算修正案の作成に力を尽くしました。また、令和7年度予算では、目的の一貫性について疑義のあった【K-PDコンサート】事業が含まれており、K-PDコンサートを削除した【令和7年度第1回定例会】を提出しましたが、残念ながら**否決**されました。どちらも奈良県民の考えに寄り添った修正案だと考えましたが、原案が可決されました。そして、今回の令和8年度予算は、慎重審議の上、本会議最終日の令和8年3月25日に原案可決されました。



特に令和6年度と令和7年度の予算特別委員会や本会議での様子が、全国ネットや関西ローカルのテレビをはじめ多くのメディアに大きく報道されたこともあり、「頑張っているな」とお声をかけていただくことが格段に増えました。ただ単に反対するだけでなく誰でも出ますが、反対理由を明確にし、修正案を提案することは、財政面や政策面の深いところまで掘り下げないと出来ません。香芝市議会で培った経験を活かし、これからも、奈良県議会議員としての役割を果たしてまいります。



■昭和53(1978)年12月 香芝生まれ

- (1) 奈良県議会議員
- (2) 奈良県議会議員(奈良県議会議員)
- (3) 奈良県議会議員(奈良県議会議員)
- (4) 奈良県議会議員(奈良県議会議員)
- (5) 奈良県議会議員(奈良県議会議員)
- (6) 奈良県議会議員(奈良県議会議員)
- (7) 奈良県議会議員(奈良県議会議員)
- (8) 奈良県議会議員(奈良県議会議員)
- (9) 奈良県議会議員(奈良県議会議員)
- (10) 奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●厚生委員会(副委員長)

(特別顧問など)

●議会改革推進委員会

(副委員長)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

●奈良県議会議員(奈良県議会議員)

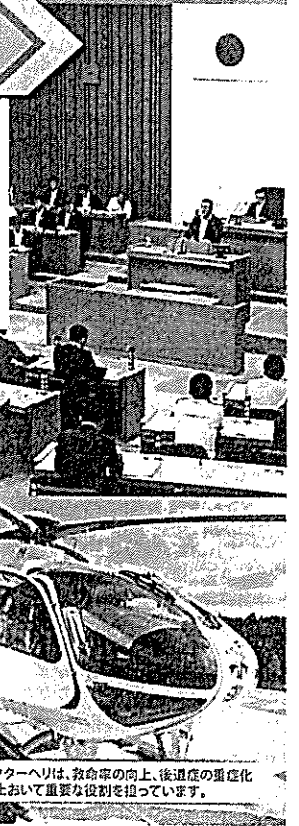
医療、教育、都市インフラ、文化財について質す!

令和7年9月議会
一般質問

1. ドクターヘリの安定的な運航について

奈良県ドクターヘリは、平成29年に運航を開始して以来、奈良県の救急医療体制に大変重要な役割を果たしています。令和6年度末まで、累計3642件の出動があり、そのうち令和6年度は365件の出動がありました。このように救急車による搬送では病院到着まで、長時間かかることを、医師・看護師が現場で初期治療を行なった上で、ヘリで迅速に病院まで搬送することができるため、多くの県民に

とって、大きな安心感を与えてくれています。しかし、令和7年7月から、奈良県を含む近隣府県のドクターヘリ8機が順番に1週間程度運航を停止するという事案が発生しました。原因は、整備士不足によるもので、1日当たり1件の運航実績がある奈良県ドクターヘリが停止されることによって県民の救急医療体制に支障があつてよいはすがありません。



あしたか
質問

令和7年7月にドクターヘリが運航停止したが、どのように対応したのか。県民の命を守るためドクターヘリの安定的な運航の確保についてどのように取り組んでいくのか。

整備士不足により運航停止した期間は、相互応援体制を利用して和歌山県のドクターヘリに対応していただきました。安定的な運航の確保については、関西広域連合とともに、運航確保に引き続き強く求めています。さらに、次期契約のプロポーザルの審査においては、安定的な運航体制の評価項目をより重視した配点とするなど改善を検討します。

答弁



奈良県ドクターヘリが運航停止になっても相互応援体制がありカバーされているが、そもそも契約時に安定的な運航の確保を付すべきであり、審査基準の見直しを強く求めています。

ドクターヘリは、救命率の向上、後遺症の重症化防止において重要な役割を担っています。

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 芦高 清友					
年 月 日	令和7年4月30日他				
表題	ボネクタ議会・政務活動				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	後援会活動と按分				
内容	ブログで県政報告の発信、全国地方議員勉強会のアーカイブ、地方議会議事録横断検索機能、世論調査メールマガジンで地方議員に何を求められているかを把握し、政務活動、議会活動に活用				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ボネクタ議会・政務活動プラン4月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	8
	ボネクタ議会・政務活動プラン5月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	17
	ボネクタ議会・政務活動プラン6月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	30
	ボネクタ議会・政務活動プラン7月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	41
	ボネクタ議会・政務活動プラン8月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	51
	ボネクタ議会・政務活動プラン9月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	64
	ボネクタ議会・政務活動プラン10月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	74
	ボネクタ議会・政務活動プラン11月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	83
	ボネクタ議会・政務活動プラン12月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	96
	ボネクタ議会・政務活動プラン1月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	108
	ボネクタ議会・政務活動プラン2月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	118
	ボネクタ議会・政務活動プラン3月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	131
	合計 140,184 円 ※50%充当 70,092 円				
備考	添付資料：金額、内容のわかるもの https://vonnector.jp/gikai/				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

Vonnector（ボネクタ）利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員（第1条に定義されます。）が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者とつながることを可能にする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員（第1条に定義されます。）として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第3条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本契約（第1条に定義されます。）が成立します。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- (1) 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をいい、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- (2) 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいいます。
- (3) 「本サービス」とは、当社が提供する Vonnector（ボネクタ）という名称が含まれるサービスをいいます。本サービスの詳細は、本サイト上（<http://www.vonnector.jp/>）に掲載されます。
- (4) 「政治家」とは、公職選挙法第28条の2における「公職の候補者等」を言います。
- (5) 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体をいいます。
- (6) 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいいます。
- (7) 「第三者」とは、当社及び当該会員以外のすべて者をいいます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等のSNSの管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNSのサイトの利用者（但し、これらに限定されません）が含まれます。
- (8) 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行するID及びパスワードをいいます。
- (9) 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいいます。
- (10) 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求める情報をいいます。
- (11) 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した（当社に掲載を依頼した場合を含みます）情報（文章、写真、静止画、動画、音声等を含みます。以下同じ。）のすべてをいいます。会員は、本規約に従い、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することができます。
- (12) 「本契約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により会員に周知するものとします。
 3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の手続をとらなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

第3条（会員登録）

1. 会員は、当社が定める方法に従って、（本サービスに複数のプランがある場合）本サービスにおけるプランを選択した上で会員登録を行い、アカウントを利用することにより、選択したプランに応じた条件の下、本サービスを利用することができます。会員は、会員登録申込時に政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体である者に限定されますが、これが虚偽であった場合又は当該地位を喪失した場合であっても、当該会員は、これをもって本契約の効力に主張することは一切できません。
2. 会員は、当社が会員登録の申込みを承諾し、会員登録が完了したときに、本契約が成立し、会員資格を取得します。なお、当社は会員登録の申込みを当社の裁量において拒否することができます、その理由については公開しないことができます。
3. 会員は、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の情報を提供してはならないものとします。
4. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行うものとします。
5. 会員は、前項の届出を怠った場合、本規約に基づく利益を受けられないことがあることにあらかじめ同意します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
6. 当社が会員登録時及び登録情報変更時に会員から取得した個人情報、当社の個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとします。

第4条（アカウントの管理）

1. 会員は、アカウントの不正使用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、自ら指定した政治団体へのみアカウントを貸与することができ、当該政治団体はその政治活動の一環として本サービスを利用することができます。
3. 会員は、アカウントを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をし、又は使用させてしてはなりません。
4. 会員は、アカウントを第三者に使用させてはなりません。
5. 会員ページへのアクセスのために送信されたID及びパスワードが会員のアカウントとして登録されたものである場合には、当社は、当該アクセスを当該会員によるものとして取り扱います。
6. 当社は、アカウントの不正利用、不十分な管理又は利用上の誤りにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
7. 会員は、アカウントが第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、当社に直ちにその旨を連絡するものとします。

第5条（本サービスの料金）

1. 本サービスの料金及びその支払方法は、当社が別途定め、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
2. 当社は、本サービスの内容、料金その他の条件を変更すること、及び、本サービスについて新たに有料サービスを設けることができます。
3. 会員が、本サービスのうちその所属・地位（立候補予定を含む。）に応じて料金が決定される有料

サービスを利用している場合で、当該有料サービス（以下「変更前サービス」とする。）の利用期間中に一定の議員選挙に立候補をした等によりその地位が変動し、変更前サービスよりも高い金額の料金体系の有料サービス（以下「変更後サービス」とする。）の対象となる地位に該当することとなった場合、当該地位の変動があった日（選挙の場合は立候補した選挙の公示日とする。）の属する月（以下「地位変動月」とする。）から、変更前サービスの利用を終了し、変更後サービスの利用が開始されたものとみなします。

4. 前項の場合、会員は、当該地位の変動を遅滞なく当社に通知することとし、次の各号に定めるとおり、変更前サービスと変更後サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (1) 会員が変更前サービスの料金について 12 か月分を一括して支払い済みである場合
会員は、当社に対して、地位変動月から変更前サービスの 12 か月目の月までの変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (2) 会員が変更前サービスの料金について月ごとに支払いをしている場合
会員は、当社に対して、地位変動月について、変更前サービスの料金を既に支払っていた場合には、当該月における変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。
この場合は地位変動月の翌月から、地位変動月について変更前サービスの料金の支払いが未了の場合は地位変動月の翌月から、変更後サービスの料金を月ごとに支払うものとします。
5. 前項の差額の支払いは、当該地位の変動があった日から 7 日以内に、第 1 項に定める方法で支払うものとします。
6. 当社は、会員が本条の義務を怠ったときは、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第 6 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、会員登録から【1 年間】とします。ただし、当該期間満了の【2 週間前までに】会員から当社に対し登録抹消の申請がない限り、当社から会員に対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件・同一期間において自動更新されるものとします。
2. 会員が契約期間の途中でその登録を抹消された場合（自ら登録抹消を申請した場合を含みます。）、当該会員は契約期間内の料金支払いを拒絶できず、また、当社は当該会員に対し受領済みの料金の返金をせず、登録抹消による損害について一切責任を負わないものとします。

第 7 条（会員資格の取り消し）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の警告をすることなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 会員登録をした者が実在しない場合
 - (2) 本人でないことが判明した場合
 - (3) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合
 - (4) 会員登録の際の記載事項について、虚偽の記載が判明した場合
 - (5) 現職の国会議員若しくは地方議会議員、又は、国会議員立候補予定者若しくは地方議会議員立候補者でなくなった場合
 - (6) 当社が不適当と判断する団体等に所属する者であることが判明した場合
 - (7) 反社会的勢力に所属する者であることが判明した場合
 - (8) 当社又は第三者に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合
 - (9) 第 16 条に定める禁止行為を行った場合
 - (10) 第 17 条に定める掲載禁止情報を掲載した場合
 - (11) 本規約に違反した場合
 - (12) 金融機関から取引停止処分を受けた場合、又は手形交換所から不渡処分を受けた場合
 - (13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立て、担保権実行、又は公租公課の滞納処分な

どを受けた場合

- (14) 破産、自己破産、特別清算、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申し立てをなし、又は第三者からこれらの申し立てを受けた場合
 - (15) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合
 - (16) 事業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をした場合
 - (17) 事業の停止若しくは廃止（休眠を含みます。）、又は解散の決議をした場合
 - (18) 信用状態若しくは財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合
 - (19) その他、当社が会員として不適切と判断した場合
2. 前項により会員資格を取り消された場合、会員登録は抹消されます。
 3. 当社は、会員資格の取り消しにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第8条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 前条により会員資格を取り消された場合
 - (2) 会員自ら会員登録の抹消を申請した場合
 - (3) 当社が本サービスに係る事業を休止、廃止等した場合
 - (4) 会員（個人の場合）が死亡した場合（この場合、本規約に基づく権利・義務は死亡と同時に消滅し、相続人には相続されないものとします。）
 - (5) 会員（法人、団体の場合）が解散、清算等により消滅した場合
 - (6) 上記のほか、当社が会員資格を喪失させることが適切と判断した場合
2. 前項に基づき会員資格を喪失した場合、会員登録は抹消されます。
3. 当社は、会員資格の喪失により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第9条（会員登録の抹消）

1. 会員は、当社が指定する手続に従って会員登録の抹消申請をすることにより、会員登録を抹消することができます。
2. 前項により会員登録が抹消された場合、当該会員は、登録抹消と同時に会員資格を失います。
3. 第1項による会員登録抹消のほか、会員資格の取り消し又は会員資格の喪失によっても会員登録は抹消されます。
4. 当社は、会員登録抹消の日から30日経過した後に、当該会員のアカウントを削除いたします。
5. 掲載情報の取扱い、会員登録抹消後も第10条の定めに従うものとします。

第10条（利用許諾）

1. 会員は、掲載情報について、当社及び当社が指定する第三者に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾権を含みます。）するものとします。
 - (1) 掲載情報を複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (2) 掲載情報を他の情報商材と組み合わせて、複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (3) 掲載情報をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること
 - (4) 第三者に対し、前3号の利用を再許諾すること
2. 前項に基づき掲載情報が掲載等される媒体は、会員ページ、Webサイト、SNS、紙媒体（雑誌、印刷物など）その他すべての媒体（以下総称して「掲載媒体等」といいます。）を含みます。
3. 会員は、当社及び第三者による掲載情報の利用について、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、会員は、掲載情報に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作者人格権を行使させないようにする

ものとします。

第11条（広告の掲載等）

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができます。
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

第12条（提携先）

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等ができなくなることがあります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限定されるなど、掲載できる情報が限定される場合もあります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携の解除、新たな提携を含みます。）をすることができます。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等するかどうかを決定することができます。また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができるものとします。
4. 当社は、前3項に定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとします。

第13条（保証）

1. 会員は当社に対し、本サービスを政治家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自らが「事業者」（消費者契約法第2条第2項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第10条第1項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. 会員は当社に対し、掲載情報が第三者の著作権等の一切の権利および人格的利益を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。

第14条（掲載等の中止）

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができるものとします。
2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとします。

第15条（第三者からの問い合わせ、クレーム等）

1. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするものとします。
2. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとします。

第16条（禁止行為）

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為

- (5) 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社又は第三者のデータ等を、改ざん、消去等する行為
 - (7) 自分以外の者の個人情報により登録手続を行う等、他人又は実在しない人物になりすます行為
 - (8) 会員登録申請フォーム等に虚偽の事項を記載する行為
 - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムやコード等をアップロード、投稿若しくは送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
 - (10) 当社の運営を妨げ、又は当社に不利益を与える行為
 - (11) 日本国若しくは外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
 - (12) 次条に定める掲載禁止情報を掲載する行為
 - (13) 前各号の他、本規約又は公序良俗に違反する行為
 - (14) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）を助長する目的の行為
 - (15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、前項各号のいずれかに該当する行為が行われた場合、当該行為を行った会員に対して何らの予告なく、会員資格の取り消しなどの措置を講じることができるものとします。
 3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
 4. 会員は、第1項各号の禁止行為を行ったことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、第1項各号の禁止行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第17条（掲載禁止情報）

1. 会員は、会員ページ、本サイト、提携先のサイト等（以下「会員ページ等」といいます。）に、以下のいずれかに該当する、又はそのおそれがある情報（以下「掲載禁止情報」といいます。）を掲載してはならないものとします。
 - (1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報
 - (2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報
 - (3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがらせを目的とする情報
 - (4) 連鎖販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報
 - (5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報
 - (6) 犯罪を勧誘又は助長する情報
 - (7) 公序良俗に反する情報
 - (8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報
 - (9) 法令の定めに違反する情報
 - (10) 虚偽の情報
 - (11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報
2. 当社は、会員ページ等に掲載禁止情報が掲載された場合、当該情報を掲載した会員に対して何らの予告なく、当該情報の内容の変更・削除又は会員資格の取り消しを行うなどの措置を講じることができるものとします。
3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は、掲載禁止情報を会員ページ等に掲載したことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、掲載禁止情報を

会員ページ等に掲載したことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第18条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 会員ページ等及び会員ページ等に係るシステム・設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容との不適合（以下「契約不適合」といいます。）がないこと
 - (2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること
 - (3) システム等が会員の特定の目的又は用途に適合すること
 - (4) システム等へのアクセスが正常に行われること
 - (5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと
 - (6) 掲載情報が有効に保存されること、又は 消失若しくは毀損しないこと
 - (7) システム等の契約不適合、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
 - (8) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
 - (9) その他当社が明示的に保証していない事項
2. 当社は、掲載情報が消失、毀損又は破損したことにより会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負わないものとします。
5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に関連して会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスの利用に関し、会員が他の会員との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員間のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

第19条（利用環境の整備）

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。
2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとします。

第20条（第三者との紛争）

会員は、本サービスの利用又は掲載情報に関して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第21条（知的財産権）

1. 本サイト（会員ページを含みます。）中の情報その他のものに係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載情報に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、

会員は、それらが無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。

2. 掲載情報の著作権は、当該会員その他既存の権利者に留保されるものとします。
3. 会員が本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は自らが著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみ、会員ページ等に掲載するものとします。なお、掲載情報に関し、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、会員は、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

第22条（本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。但し、当社が緊急を要しないと判断した場合には、本サイト上に掲示するなど、当社が適当と判断した方法により、会員に予告します。
 - (1) システム等の保守・点検を行う場合
 - (2) システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
 - (3) システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合
 - (4) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議その他の非常事態等により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
 - (5) 電気通信業者が電気通信役務の提供を中止する場合
 - (6) 電気通信事業法で定める重要通信を確保するために必要な場合
 - (7) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合
2. 前項の中断又は停止により、会員又は第三者に生じた損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

第23条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、会員への予告なく、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項の変更又は廃止により、会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第24条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、掲載情報を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第25条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく請求があった場合、会員の個人情報を開示することがあります。

第26条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスに関する広告、宣伝等のメールを登録された会員のメールアドレス、FAX 番号、住所等に配信・送付することができるものとし、会員は、あらかじめこれに同意します。

第27条（当社からの通知）

1. 当社は、本サイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付（FAX 送信を含みます。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。
2. 通知される事項は、当社が本サイト上での掲示、電子メールの送信又は文書の送付により行った場合は、当社が本サイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を発送した時点からその効力を生じるものとします。

第 28 条（損害賠償）

1. 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。
2. 当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、会員に対し、一切責任を負わないものとします。
3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近過去 1 年間に当社が当該会員から現実受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第 29 条（問い合わせ）

1. 本サービスに関する問い合わせは、本サイト上に設置された受付窓口その他当社が別に設置した受付窓口から行うことができます。
2. 当社は、本サービスに関する会員からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負わないものとします。
3. 当社は、会員からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負わないものとします。

第 30 条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約及び本契約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本契約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 31 条（合意管轄裁判所）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 32 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引等を行っているとして認められる関係を有すること
2. 会員は、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が前 2 項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに会員資格を喪失させ、会員登録を抹消することができます。
4. 当社は、前項の会員登録の抹消により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 33 条（秘密保持）

1. 会員及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 会員及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のため必要のある役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。
4. 会員及び当社は、本サービスの終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第 34 条（分離可能性）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の会員との関係では有効とします。

第 35 条（準拠法）

本規約に基づく本契約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとします。

第 36 条（残存条項）

会員の会員登録が抹消された場合であっても、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 4 項、第 13 条、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 16 条第 3 項及び第 4 項、第 17 条第 3 項及び第 4 項、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条第 4 項、第 33 条、第 34 条、第 35 条、本条、第 37 条並びに第 39 条の規定は、会員登録抹消後・本契約終了後もなお（会員登録を抹消された当該者（当該元会員）と当社の間で）有効に存続するものとします。

第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

第37条（適用範囲）

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」（以下「本プラン」といいます。）を利用する会員（以下「本プラン会員」といいます。）については、第1章の定めに加えて本章が適用されます。なお、第1章と本章が矛盾抵触する場合には本章が優先して適用され、本章に定めのない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費（地方自治法第100条第14項）の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」といいます。）に該当するか否かについては一切保証しません。本プラン会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があります、本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付（按分比率を含む。）について、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。
3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を免れません。

第38条（プランの変更に関する特則）

1. 本プランにかかる契約期間（第6条参照）にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続により本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、認めた日の翌月から本サービスのプランを変更することができます（以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。）。但し、当社が当該プラン変更を認めるにあたり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項（以下「プラン変更事項」といいます。）に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づく本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申し出をする場合、次の各号に定める事項に該当することを客観的に証明する公的書面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対して当該本プラン会員は一切異議を述べることはできません。
 - (1) 地方公共団体における議会の議員でなくなった場合
 - (2) 責めに帰すべき事由がないにも関わらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後もその見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めるとおりとします。

第39条（本プランにおける免責）

1. 当社は、本プランに関する次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本プランの完全性、正確性、合目的性、有用性
 - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
 - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録（以下「対象議事録」といいます。）の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
 - (4) 対象議事録が非公開とされることなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

以上

附則

2016年11月1日 制定・施行

2018年12月4日 改定

2020年3月31日 改定

2023年9月8日 改定

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 芦高 清友					
年 月 日	令和8年2月17日				
表題	HP サーバードメイン				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	後援会活動と按分				
内容	県政活動の発信 ご意見・ご要望の募集 議会報告				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー・ドメイン 費	First Step 株式 会社	11,000 円	1 年契約	114
	振込手数料	三菱 UFJ 銀行	154 円		114
	合計 11,154 円 ※50%充当 5,577 円				
備考	添付資料：Web サイト保守契約書 https://ashitaka-kiyotomo.com/				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

WEB サイト保守契約書

あしたか清友事務所（以下「委託者」という）と First Step 株式会社（以下「受託者」という）とは、本契約第 1 条第 1 項に定める WEB サイトを受託者が保守管理することその他合意した業務（以下「保守業務等」という）に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（適用範囲）

- 1 本契約の対象となる「WEB サイト」とは、次に定めるアドレス上のものとする。
<https://ashitaka-kiyotomo.com/>
- 2 WEB サイトに関するドメインおよびサーバーの維持のための第三者との手続きについては、受託者の責任と負担で行うものとする。

第 2 条（業務内容・対応時間）

- 1 本契約において、受託者が委託者に対して提供する保守業務等は次の通りとする。

（1）サーバーの管理

WEB サイトを構成するコンテンツ、プログラムおよびデータベースを格納したサーバー（仮想マシンを含む）の障害・不具合・トラブルの原因調査を行なうこと。

（2）CMS バージョン管理

委託者が WEB サイトのために既に導入しているコンテンツマネジメントシステム (CMS) のバージョン変更があった場合に当該バージョンのダウンロード作業を行なうこと。但し、WEB サイトに適合させるための CMS プログラムを変更することは除くものとする。

（3）CMS の利用に関する相談

委託者からの CMS の操作もしくは運用方法、または技術的な問い合わせへの対応を行なうこと。

（4）WEB サイト運営上の問題や要望に関する相談

WEB サイトを運営するに際して委託者が抱いた問題点や要望事項を受託者が聞き取り、改善提案を行なうこと。但し、保守業務等に含まれない改善提案の実行は除くものとする。

（5）WEB サイトの更新・修正

本契約締結時点で公衆送信済みのコンテンツ（以下「既存コンテンツ」という）につき、委託者の依頼に基づき、既存コンテンツの更新・修正を行うこと、および既存コンテンツデータを公衆送信用サーバーへの転送（アップロード）作業を行うこと。

第3条（契約期間）

本契約の有効期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。但し、本契約終了の30日前までに書面による異議を申し出なかった場合、本契約は同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（報酬）

1 委託者が受託者に支払う、本契約第2条第1項に定める業務に対する1年当たりの報酬は、1万円（消費税別）とする。なお、報酬額に、保守業務等を遂行することに付随して第三者に対して支払う必要のある実費（サーバーの設定維持費用、ドメイン更新・維持費用、SSL 証明書発行等に要する費用など）を含むものとする。

2 本契約第2条第1項に定める業務内容を超過する場合、または本契約第2条第1項に含まれない業務については、別途協議し報酬額を定めるものとする。

3 委託者は、前2項に定める報酬につき、本契約の有効期間満了日締め翌月末日までに受託者の指定する口座に振込んで支払うものとする。なお、報酬の支払に必要な振込手数料は、委託者の負担とする。

第5条（保守業務等に含まれない業務）

1 委託者および受託者は、次に定める業務および本契約第2条第1項に定めていない業務が本契約の対象外であることを確認する。なお、本契約の対象外となっている業務について、委託者が受託者に対して依頼を行う場合、別途協議し合意の上、契約を締結するものとする。

- ・WEB サイト（当該 WEB サイトを構成するプログラムおよびシステムを含む。以下、本条では同じ）以外の改修および保守
- ・WEB サイトに関連しない問い合わせ
- ・インフラ関連開発（クラウド環境上での VPN 構成等のネットワーク関連作業、サーバー環境構築など）
- ・インフラ関連保守（データやデータベースのバックアップ作業、サーバー障害・復旧対応、サーバー監視業務）
- ・WEB サイト運用における定常的な監視
- ・稼働環境や閲覧環境（OS のバージョンアップやブラウザのバージョンアップ）の変化・変更による不具合の調査および修正
- ・WEB サイトに対する新規システムの導入または外部システムとの連携
- ・外部サービス（CMS 業者など）への問合せ対応
- ・サーバーログ解析作業
- ・WEB 広告の運用
- ・WEB サイトの翻訳（日本語を外国語に翻訳すること、外国語を日本語に翻訳する

ことの両方を含む)

第6条（納品および公開）

- 1 受託者は、既存コンテンツの更新・修正業務の終了後、完成したコンテンツを公開し、その旨委託者に通知する。
- 2 委託者から受託者に対して修正の要求がある場合は、文書（電子メールを含む）にてこれを受託者に通知するものとする。受託者は、当該文書を受領後速やかに修正の作業を行う。その後の取扱いは、前項に準ずるものとする。

第7条（瑕疵担保責任）

- 1 前条に定める検査では発見することが困難であった仕様との不一致（以下「瑕疵」）が納品完了後に発見された場合、双方協議の上対応方法を検討する。

第8条（禁止行為）

委託者は、次の各号の行為を行ってはならない。

- ①サーバーに著しく負荷を掛けるようなコンテンツの掲載
- ②サーバー経由でのスパムメール、迷惑メールの送信
- ③第三者の著作権・商標権等の知的財産権、財産権、肖像権等の権利を侵害するコンテンツの掲載あるいは法令に違反するコンテンツの掲載
- ④誹謗中傷、営業妨害、名誉毀損等に該当するコンテンツの掲載

第9条（免責）

受託者は、次の各号につき、一切の責任を負わないものとするに委託者は合意する。

- ①委託者の故意・過失による画像、動画、イラストまたはコンテンツの毀損
- ②テスト環境を含むサーバーに対するメンテナンス等の理由により、一時的に閲覧できない状態になること
- ③電気通信網の遮断その他不具合による情報授受が不可能または不完全となること
- ④CMS サービス提供会社によるサービス内容の変更・廃止に伴う WEB サイトへの悪影響
- ⑤第三者が権利を有するシステムまたはサービス内容の廃止・変更に伴う WEB サイトへの悪影響
- ⑥受託者が委託者に対して行った改善提案による絶対的な効果保証
- ⑦WEB サイトに対して来る閲覧者からのクレーム
- ⑧委託者が受託者に提供した情報に基づき制作したコンテンツ公開による、第三者から訴えの提起

第10条（解除）

委託者および受託者は、相手方に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

- ①差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続および民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申し立てをしたときまたは第三者からこれらの申立てがなされたとき
- ②資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- ③公租公課の滞納処分を受けたとき
- ④その他前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

第11条（契約の終了）

委託者および受託者は、契約期間の満了または解除により本契約が終了したとき、速やかに債権債務を清算しなければならない。

第12条（損害賠償）

委託者および受託者は、本契約に違反して相手方に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとする。但し、受託者の賠償額は、委託者が受託者に支払った報酬額を上限とする。

第13条（再委託）

受託者は、本サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとする。なお、受託者は当該第三者に対し、選任監督義務を負うものとする。

第14条（不可抗力）

本契約の履行がストライキ・ロックアウト等の労働争議・暴動・火災・天災・公衆回線等通信回線の不通・異常・故障等・行政機関の措置・その他の合理的支配を超えた原因によって不可能となりもしくは遅延した場合、委託者および受託者は、相手方に対し損害賠償その他の責めに任じないものとする。

第15条（権利の譲渡および質入）

委託者および受託者は、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第16条（誠実協議）

本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、当事者誠意をもって協議のうえその解決に努めるものとする。

第17条（合意管轄裁判所）

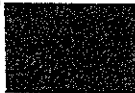
本契約に関する委託者受託者間の紛争については、受託者の所在地を管轄する地方または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、委託者および受託者が署名（記名）の上、各1通を保有する。

2025年4月1日

委託者：奈良県香芝市畑4丁目103

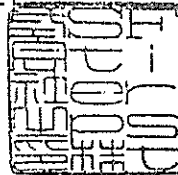
あしたか清友事務所



受託者：奈良県北葛城郡広陵町三吉478-1

First Step 株式会社

代表 千北慎也



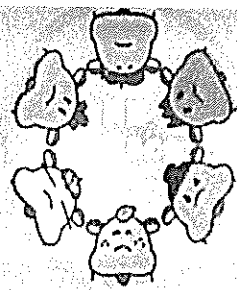
第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和7年10月27日			
年会費名	関西若手議員の会 令和7年度会費			
相手方	関西若手議員の会			
年会費支払目的	地方政治に関する政策の勉強のため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、議会報告や勉強会を行っている。 ◆本会の活動頻度 議会報告及び勉強会、現地調査などを開催 ◆参加者の状況 関西地区の府県・市町村議会議員 ◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥2,000	年会費	71
	手数料	¥154	振込手数料	71
	合計	2,154 円	(全て政務活動)	
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。



KANSAI WAKATE KYOTO HYOGO OSAKA WAKAYAMA NARA SHIGA 関西若手議員の会

関西若手議員の会とは

関西若手議員の会は、関西2府4県の原則39歳までに初当選した45歳以下の関西2府4県の市町村・府県議会議員で構成され、現在約120名で活動しています。

真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、それらを実践することを目的とし、研修会や現地調査、会員相互の選挙支援などを行っています。

また、約500名の会員で組織されている全国若手議員の会の関西ブロックとして位置づけられており、全国組織としても活動しています。

会則

第1条（名 称）

本会は、「関西若手議員の会」と称する。

第2条（目 的）

本会は、真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、それらを実践することを目的とする。

第3条（事 業）

本会は、第2条に定める目的を達成するためにつきのような事業を行う。

1 議会報告及び勉強会。

2 関係機関への提案、陳情、要望。

3 関係機関との合同会議の開催、現地調査。

4 本会を広く運動として推進するための広報活動。会員相互の親睦を図ること。

5 その他、前項の目的達成 に必要と認められること。

第4条（会 員）

本会の会員は、正会員と賛助会員の2区分とする。

第5条（正会員）

1 正会員は、原則として、本会の主旨に賛同する39歳以下で初当選した45歳未満の関西地区（大阪・兵庫・京都・滋賀・奈良・和歌山の名府県）の市町村議会議員 及び府県議会議員 とする。

2 正会員は年度中に 45 歳に達した場合、その年度の終了まで会員資格を有する。

3 本会の出身者で、議員失職中の者も正会員とする。また、本会の出身の正会員で、首長、国会議員、府県議会議員になった者も引き続き正会員とする。

第6条（賛助会員）

1 本会の出身者で、第5条の年齢要件を満たさなくなった者は、賛助会員となることができる。また、この他に役員会が認めた者も賛助会員となることができる。

2 賛助会員は議決権を有しない。また本会の役員にはなることができない。

第7条 (会 費)

1 本会の会員は、それぞれ次の会費を納めなければならない。

会員 市町村議会議員(浪人中も含む) 5,000円

全国若手市議会議員の会に入会資格のない府県議会議員 2,000 円

賛助会員 2,000円

2 正会員の市町村議会議員の会費の内、3,000円は「全国若手議員の会」の会費に充当する。

3 会費請求後60日以内に支払がない場合は、自動退会とする。

4 会費未納により自動退会した者は、未納年の会費を納めなければ再入会できない。

5 再入会后、再度未納があった場合、以後入会を認めない。

第8条 (入 会)

本会への入会は、所定の手続きに基づき、会費納入をもって入会とする。

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。

- 1 退会を希望したとき。
- 2 本人が死亡した時
- 3 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、役員会で審議・決定し除名することができる。

第12条 (会 議)

本会の会議は、総会と役員会とする。その他、必要に応じて会長が招集する。

第13条 (総 会)

1 総会は、本会の最高意思決定機関であり、毎年1回以上開催しなければならない。また、総会は、この規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) 事業計画及び予算案
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他、役員会が必要と認める重要な事項

2 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、または、正会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示し開催の要請があった場合、会長が開催しなければならない。

3 総会は、委任状を含む正会員の3分の2以上の定数を必要とする。議決は出席正会員の過半数で決定する。

第14条 (役員会)

役員会は、本会の執行機関であり、会長が招集し、全役員 of 3分の2以上(委任状を含む)の定数を必要とする。議決は、出席役員の過半数で決定する。

第15条 (役 員)

本会にはつぎの役員をおき、各々互選により正会員の中から選出する。ただし、会長・事務局長は正会員の市町村議会議員の中から選出しなければならない。

- (1) 会 長 1 名 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副 会 長 若干名 会長を補佐する。
- (3) 事務局 長 1 名 会務処理及び財務をつかさどる。
- (4) 事務局次長 2 名 事務局長を補佐する。(内1名を財務担当とし、事務局長を補佐)
- (5) 監 査 2 名 会計を監査する。
- (6) 部 会 長 若干名 部会をつかさどる。
- (7) 顧 問 若干名 求めに応じて助言を行う。

第16条 (顧問)

1 顧問は、会長経験者が就任し、直前会長の顧問においては、役員会に出席し、助言を行う。

2 役員会の求めに応じて直前会長の顧問は他の顧問に指導助言を調整しなければならない。

第17条 (議長)

総会の議長はその会に出席した会員から選出する。

第18条 (任期)

第15条に定める役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第19条 (事務局)

本会の事務局は、当該年度の事務局長の事務所に置く。

第20条 (会計年度)

会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

第21条 (改正)

本規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって決議する。

附則

第1条 (旅費交通費)

本会役員等が全国若手市議会議員の会の会合に出席する場合について

別途定める内規に従う。

第2条 (その他)

この規約に定めのない事項は、役員会において決定する。

平成08年(1996年)04月01日改正

平成13年(2001年)08月01日改正

平成17年(2005年)04月01日改正

平成18年(2006年)04月01日改正

平成20年(2008年)05月29日改正

平成21年(2009年)04月21日改正

平成22年(2010年)04月18日改正

平成27年(2015年)05月08日改正

平成28年(2016年)08月08日改正

令和4年(2022年)07月20日改正

この会則は、総会の承認を得た時から施行する。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 芦高 清友				
年 月 日	令和8年1月21日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 2025 年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県の人権や福祉に関する政策の勉強のため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払い の効果を明記の こと	◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、勉強会を行っている。 ◆本会の活動頻度 数ヵ月に一度、勉強会を開催 ◆参加者の状況 県・市町村議会議員 など ◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥30,000		102
		合計 30,000 円 （全て政務活動）		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記の役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |
- 2 本会に加盟する議員が勇退した場合、本会の活動趣旨に沿った議員活動や本会の活動への功績を鑑みて、役員で協議の上、相談役への就任を要請します。
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回（2月・5月・8月・11月）開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

【2023年度第1回定例会議（2023年7月14日）で一部改正】

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 芦高 清友				
年 月 日	令和8年3月31日			
年会費名	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和7年度年会費			
相手方	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払い の効果を明記の こと	◆本会の活動内容 森林・林業林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかえ を行う。 ◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催 ◆効果 林産業の活性化を促進			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥2,202		132
		合計 2,202 円（全て政務活動） ※50,660 円÷23 人＝2,202 円を充当		
備考	添付資料：森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟会計報告書、会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進 奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 この議員連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）（以下「連盟」という。）と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する奈良県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に会長のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 数名
- (4) 監査 1名

2 前項の役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事の決定)

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

(経費及び会費)

第10条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会において、協議の上定める。

附 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月22日から施行する。

令和7年度事務所状況報告書

会派・議員名 芦高 清友

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 香芝市瓦口 32-3-101 電話 延べ床面積 65.88 m ²
③他用途との兼用	☒ 無 ☐ 有 ☐ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件 (賃貸借契約先所有者 ☒ 第三者) ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	☒ 使用実態 (使用面積又は使用時間による) ☒ 事務所全体面積 65.88 m ² (a) うち政務活動使用面積 52.38 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = / → 按分率 /
⑥事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 79.5 / 100 (按分率の考え方: バックヤード等、政務活動に使用しない箇所を差し引いた面積按分。)
⑦駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☒ 無 ☐ 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑨備考	後援会活動及びそれに付随する作業や政党活動については、選挙管理委員会に届け出た「あしたか清友後援会・若人会」の所在地である二上事務所において実施しており、政務活動とは明確に区分している。

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

◎ 銀行振込受領書をもちまして受領証に代えさせていただきます。

芦高 清友 様 用

貸貸借契約書

名称	クレール角田
号室	101
貸主	
借主	芦高 清友

貸借契約書 (事業用)

貸主、[REDACTED] (以下甲という) 借主、荻原 清彦 (以下乙という) との間に貸室貸借に関して、次の通り契約を締結する。

第1条 (貸室)

甲は、甲所有の次の貸借借室を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

名称 クレール角田
所在地 奈良県香芝市東口 32-3
構造 鉄骨造
賃借部分 101

第2条 (使用目的)

乙は貸室を乙の (事務所) の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第3条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの満 2 年間とする。
- (2) 期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲は 6 ヶ月前に、乙は 3 ヶ月前に、いずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 甲が期間満了の 6 ヶ月前までに、乙が期間満了の 3 ヶ月前までに相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は更に 2 年間更新されるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

第4条 (期間の満了)

- (1) 賃貸借契約期間中に当事者が解約しようとするときは、甲は 6 ヶ月前に、乙は 3 ヶ月前に、いずれも相手方に対し書面による解約の予告をしなければならない。この場合、予告期間満了日をもってこの契約は解除されたものとする。
- (2) 乙は前項の予告にかえて、3 ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即ち解約することができる。

第5条 (賃料及び支払い)

- (1) 賃料は第1条記載の貸室に対し、次のとおり定める。
月額金 121,000 円也 (消費税率 10% 内消費税 11,000 円)
- (2) 乙は毎月 日までに 月分を甲の指定された方法で支払うものとする。
但し、賃料が老々ヶ月に満たない場合は、日割計算によるものとする。
- (3) 前項但し書の日割額は、1 ヶ月を 30 日として日割計算によるものとする。
- (4) 甲は第1項の賃料を契約更新日に改訂する。
- (5) 甲は物価の高騰、公租、公課、地代等の増額その他経済上の変動により賃料が不相当となつたときは、前項にかかわらずこれを改訂することができる。
- (6) 乙は第4項による賃料の改訂が著しく不当でない限り、異議なくこれに應じるものとする。

第6条 (諸費用の負担)

- (1) 乙は賃料の他に下記諸費用(共益費)を負担するものとする。
共益費月額金 なし
(イ) 共用部分の光熱費
(ロ) 共用部分の清掃費、衛生費
(ハ) 共用機械設備の運転並びに維持管理費
(ニ) 共用部分の保全費
(ホ) 共用部分の修繕費
(ヘ) その他の必要経費
- (2) 乙は、賃室内で使用した電気、ガス、水道等の光熱給水費を負担するものとする。
- (3) 前条の賃料にかかわる規定は上記諸費用についても準用されるものとする。

第7条 (敷金・礼金)

- (1) 乙は敷金として、下記の金額を甲に預けるものとする。
敷金 金 330,000 円也

尚、敷金には利息を附さない。

- (2) 乙の申し出により本契約を解約するとき、第15条により本契約が解約されたとき並びに本契約が終了したとき、いずれの場合も甲は敷金を乙に返還するものとする。
- (3) 乙に賃料延滞、損害賠償その他本契約に基づく債務の不履行があるときは、甲は任意にこれを敷金より差し引いて返還するものとし、乙は本契約期間中は敷金をもって賃料その他の債務と相殺することはできない。
- (4) 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。
- (5) 本契約が終了し、乙が貸室を完全に明渡し且つ甲に対する一切の債務の完済した後、甲は敷金を乙に返還する。
- (6) 乙は本契約成立時に礼金として金 220,000 円他（消費税率 10% 消費税 22,000 円）を甲に支払うものとする。

なお礼金はいかなる理由があっても返還はされないものとする。

第8条（禁止事項）

乙は次の行為をしてはならない。

- (イ) 賃借権を譲渡し又は担保とすること。
- (ロ) 貸室の全部又は一部を第三者に転貸しもしくは使用させること。
- (ハ) 貸室内に夜間宿直その他の名目にて宿泊させる等、居住の用に供すること。
- (ニ) 乙以外の任意名義を表示すること。
- (ホ) 法令に違反する行為、風俗を乱す行為、他の賃借人その他の近隣に迷惑を及ぼす行為、その他貸室を含む建築物に損害を及ぼす一切の行為。
- (ヘ) 貸室内及び共用部分及び建築物周辺に自転車、バイク等の乗り入れ又は放置すること。

第9条（修理費の負担区分）

- (1) 建築物の本体及び甲所有の諸造作の大修繕は甲がこれを行うが、貸室の壁、天井、床等に対する小修理（塗装を含む）は、乙の負担とする。
- (2) 乙が前項の修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、且つ自己負担の修理であっても事前に甲と協議の上実施するものとする。

第10条（一部滅失等による賃料の減額等）

本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合（大規模修繕等で共用部等を使用できなくなった場合を除く）において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて（修繕等のために通常要する期間および乙の都合により修繕等がでなかった期間を除く）、賃料減額の割合を減額する。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に充てるものとする。ただし、乙が上記の使用できなくなった事由を知りながら引き続き甲に通知しなかった場合にはこの限りではないものとする。

第11条（現状変更）

- (1) 乙が貸室内の改装、間仕切り、その他諸造作、設備の新設、附加、除去等全て現状を変更しようとするときは、あらかじめ設計書を出し、甲の書面による承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。
- (2) 貸室又は建物内に重量物を搬入し又はこれら内部、周囲に看板、掲示板、広告物、標識、注意書等を設置又は貼付けようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
- (3) 前項の工事を乙が実施する場合は、その内容、方法等につき甲と密に連絡を行い、その都度甲の承諾を得なければならない。

第12条（損害賠償）

乙又はその代理人、使用人、訪問者、その他関係者が故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が一切これを賠償しなければならない。

第13条（免 責）

甲は下記の損害について責任を負わない。

- (イ) 地震、火災、風水害等の災害に起因するもの。
- (ロ) 盗難その他第三者の不法行為又は他の賃借人の行為に起因するもの。
- (ハ) 労働争議又は労働運動に起因するもの。
- (ニ) 甲が施工する建物又は付属施設の修理、改修等の工事による共用部分、付属設備又は貸室の使用停止又は使用制限に起因するもの。
- (ホ) 甲が賃借人及び建物所有者として通常の注意を払ったにもかかわらず発生した建物又は電気、ガス、水道、冷暖房、昇降機等の付属設備の事故に起因するもの。

第14条（立入権）

甲またはその使用人もしくは甲の指定する者は、建物保全、設備の点検、調整、防災、救護、衛生、その他建物管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知した上で、貸室内に立入りこれを点検し、適宜の措置を講じることができる。非常の場合等、甲があらかじめ乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

第15条（契約の消滅）

天災地変その他不可抗力により建物の全部又は一部が滅失もしくは破損して貸室の使用が不可能となった場合、本契約は当然終了するものとする。

第16条（契約の解除）

乙が次の各号の一に該当するときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することができるものとし、この場合甲が損害を被ったときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

- (イ) 賃料その他の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- (ロ) 貸室を第2条の目的以外に使用したとき。
- (ハ) 第8条の規定に違反したとき。

(ニ) 仮設甲、仮設分、強請等を受けもしくは破産、会社整理、民事再生、会社更生等の申立てを受け

或いは自ら甲を申請したとき。更に解散もしくは死に、成年後見制度の適用等があったとき。

(ホ) 著しく信用を失墜する事実があったとき。

(ヘ) 暴力団の組織事務所として使用されていたとき、又は暴力団関係者のとき。

(ト) 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第17条（現状回復等）

- (1) この契約が解約、解除、その他の事由により終了したときは、乙は貸室に設置した造作、その他の設備及び乙の所有物を自己の費用をもって除去し、貸室及びその付属設備、造作等の設備箇所の補修並びに室内塗装を自己の費用をもって修理し、貸室を契約当初甲の示した貸室基準に引き上げてこれを甲に明渡すものとする。

なお現状回復は、乙が甲指定の業者に委託して実施し、その費用は乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときはその限りではない。この場合において乙が遅滞なく現状回復の処理をとらなかったときは、甲は乙の負担において現状回復の処置をとることができるものとし、乙はこれを異議を申立てない。

(2) 本契約が終了し、乙が貸室を明渡したあとに貸室内に設置した乙の所有物があるときは、甲は任意にこれを処分することができる。またその費用は乙の負担とする。

(3) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払い、且つ明渡し遅延により甲が損害を被ったときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条（賃料買取請求権）

乙は貸室の明渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず貸室、諸造作、及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の請求はしないこととはもちろん、貸室内に自己の費用をもって設置した諸造作、設備等の買取を甲に請求することはできない。

第19条（届出事項）

乙に下記の事項が生じたときは、乙又はその包括承継人は直ちに甲に書面で届け出るものとする。

(イ) 名称、商号、住所、本店、代表者の変更。

(ロ) 組織変更又は合併。

(ハ) 乙又は保証人の死亡。

(ニ) その他甲が特に指定する事項。

第20条 (保証の貸与)

(1) 甲は貸借借手書の原1ヶ所につき、原簿1冊を乙に貸与する。

(2) 乙は貸与を得ない事由により同一の原簿につき 個以上の原簿を必要とするときは、書面をもって甲にその貸与を求めることができる。

(3) 乙は事由の如所にかかわらず原簿を複製することができない。

(4) 乙は原簿を紛失したときは、直ちに紛失届を甲に提出すると共に建交換代を負担して、甲に原簿の再交付を請求するものとする。

(5) 乙は第3項の規定に反して複製した原簿又は紛失した原簿に基づき一切の損害については、本契約終了の前後を問わずその責に任ずる。

第21条 (物件損害の禁止)

乙は貸借借手書内、本建物内及び本建物敷地内において小鳥及び小魚類以外の動物を飼育してはならない。

第22条 (連帯保証人)

(1) 乙の表記の連帯保証人は、本契約の各条項を承認の上、賃料等の24か月分の金額を極度額として、本契約から生じる一切の乙の債務につき乙と連帯して履行の責に任じるものとする。

(2) 連帯保証人は住所を変更したときは速やかに甲に通知しなければならない。

(3) 甲は連帯保証人が死亡したとき又は住所不明、無資力等の事由により保証の責を果し得ないと甲において認め、連帯保証人の追加又は変更を求めたときは乙は直ちに甲の請求する資格を有する他の連帯保証人をたてなければならない。

第23条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を専属的管轄裁判所とする。

第24条 (約定外事項)

本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に異議を生じたときは、甲乙合意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第25条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に事項を締結する。

(イ) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(ロ) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。

(ハ) 反社会的勢力に自己の名称を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

(ニ) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

1. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

2. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

特約事項

(1) 乙が内外都建作を行い、甲の内外都防水設備を破損し水漏れが起こり他店に迷惑を及ぼしたときには、乙において一切の責任をもち解決にあたり、甲には一切の迷惑を及ぼさないこと。

(2) 乙は排水板及び建物外壁に付する社名表示板の文字入れに関しては、あらかじめ設計書を提出し、甲の指定する業者によって、甲の承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときは、その限りではない。

(3) 乙は、消防署の指導事項を受け、法令条例等遵守のこと。

(4) 産業用ゴミ処理は乙の負担と責任において行う事。

(5) 乙は本契約期間中、店舗総合保険に加入の事。

(6) 防音等には万全を期し、外部からの苦情処理については乙にて対応の事。

(7) 契約物件に対する通常小修繕は乙の負担とし、基礎構造上の修繕は甲の負担とする。

(8) 本件建物周辺等に、迷惑駐車厳禁とする。(本物件駐車場は共用車庫専用です。使用に際しては、近隣とトラブルのないよう関係者に周知をお願いします。)

(9) 1. 本契約が事業用の賃貸借契約である場合、乙は、連帯保証人（法人の場合は除く）に対して保証委託をするにあたり、民法 465 条の10 第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを説明し保証する。

(イ) 財産及び収支の状況

(ロ) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(ハ) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

第26条

2. 連帯保証人は、乙から保証委託を受けるにあたり、前項の情報の提供を受けたこと、及び、乙から提供された情報の内容を理解した上で保証契約を締結することを承認する。

(10) 甲は賃貸借債務の管理を丙に委託しており、賃料等の支払いを丙にすることを乙は承諾した。また、丙が甲に賃料等を代位弁済する場合は、乙は賃料等の連延があれば丙からの請求に応じることとする。なお、連延損害金年 14.6% も丙に支払うことを乙は承諾した。また乙は、解約の連絡は所定の用紙で丙に通知するものとする。

(11) 水道代は家賃と共に支払うこと。

(12) 棚（計器類）については現状渡しとし、入居中の修理・交換・撤去に関しては借主にて行うこと。

(13) エアコン・自動ドアは故障しており、貸主では修理はせず、現状での引渡しとすることを借主は承諾したものとす。また、入居中の修理・交換・撤去に関しては借主にて行うこと。

(14) 本貸室は現状渡しとし、退去時は入居中に造作したもののみ撤去し明け渡しすること。

(15) 町内会費として半年に1回2,100円を家賃と共に支払うこと。[5月・10月]

取 扱 口 座

南都銀行

口座番号

名 義 樹山晃住宅 カ)サンコンウエウタク

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について前記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、
本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 6 年 8 月 15 日

賃貸人（甲） 住 所

氏 名

TEL

インボイス登録番号 T

借借人（乙） 住 所

氏 名

TEL

連帯保証人 住 所

氏 名

TEL

連帯保証人 住 所

氏 名

TEL

管理会社（丙） 株式会社 山 晃 住 宅 〈登録番号：国土交通大臣(01)第 004633 号〉

仲介業者 主たる事務所 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2 丁目 7-13 山晃ビル

（立会人） 商 号 株式会社 山晃住宅 免許証番号 国土交通大臣(4)第 6928

代表者名 代表取締役 前田昌孝 TEL 0745-73-9890

インボイス登録番号 T3-1500-0101-2794

従たる事務所 奈良県香芝市瓦口 2259

商号同上名称 香芝店

政令で定める使用人

TEL 0745-78-0606

宅地建物取引士

登録番号

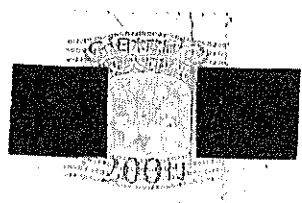
担当者

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 芦高 清友

① 雇用者	氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXXXX
② 雇用形態	☒ 直接雇用（業務委託契約） ☐ 派遣等
③ 雇用期間	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日
④ 職務内容	政務活動補助作業（契約書参照）
⑤ 給料（賃金）	69,300 円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （すべて政務活動） → 按分率 10/10
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 業務委託契約書 ☐ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。



業務委託契約書

芦高清友（以下、「甲」とする）と [REDACTED]（以下、「乙」とする）とは、甲の乙に対する業務委託に関し以下の通り契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条（業務の内容）

- 一、 甲は乙に対して、以下に定める政務活動のための業務（以下、「本業務」とする）を委託し、乙はこれを受託する。
 - ① 甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - ② 甲が指定するデータ入力・管理する業務
 - ③ 甲が指定する書類作成・管理する業務
 - ④ 甲が指定する場所等においてカメラマンとして随行・撮影する業務
 - ⑤ その他、甲乙協議の上決定された業務
- 二、 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

第3条（業務の遂行）

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条（再委託）

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条（業務委託料および支払い方法）

- 一、 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として 月額 69,300 円（税込）支払うものとする。
- 二、 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条（資料などの貸与・保管・返却・廃棄）

- 一、 甲は委託業務の遂行上必要な資料等（以下、「資料等」とする）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二、 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三、 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四、 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条（秘密保持）

- 一、 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二、 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三、 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条（事故処理）

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条（解約）

- 一、甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二、前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三、この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

2023年 7 月 1日

甲（委託者）

住所
氏名

奈良県香芝市畑四丁目103番地
芦高 清友

乙（受託者）

住所
氏名

[Redacted]

住所変更通知書

2024 年 6 月吉日

奈良県議会議員 芦高 清友 様

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私の住所につきまして、下記の通り変更がございましたので、謹んでご通知申し上げます。今後とも変わらぬご厚情を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中にてご通知申し上げます。

敬具

記

1. 新住所

[Redacted address]

2. 旧住所

[Redacted address]

3. 変更日

2024 年 6 月 7 日より有効

4. 連絡先

電話番号：

[Redacted phone number]

E メール：

[Redacted email address]

[Redacted signature]